

第98号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立東灘区文化センターほか）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和元年11月27日提出

神戸市長 久 元 喜 造

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
神戸市立東灘区文化センター	神戸市中央区楠町4丁目2番2号 公益財団法人神戸市民文化振興財団 代表理事 服部 孝司	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで
神戸市立灘区文化センター		
神戸市立兵庫区文化センター		
神戸市立北区文化センター		
神戸市立北神区文化センター		
神戸市立長田区文化センター		
神戸市立須磨区文化センター		
神戸市立北須磨文化センター		

神戸市立垂水区 文化センター		
神戸市立西区文 化センター		
神戸市立灘区民 ホール	兵庫県西宮市六湛寺町9番16号 日本管財・文化律灘共同企業体 代表者 日本管財株式会社 代表取締役 福田 慎太郎	

理 由

神戸市立東灘区文化センター等の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

## (第 98 号議案)

## 指定管理者の指定の件について（神戸市立東灘区文化センターほか）

## 1. 公の施設の名称

神戸市立東灘区文化センター、神戸市立灘区文化センター、神戸市立兵庫区文化センター、神戸市立北区文化センター、神戸市立北神区文化センター、神戸市立長田区文化センター、神戸市立須磨区文化センター、神戸市立北須磨文化センター、神戸市立垂水区文化センター、神戸市立西区文化センター

## 2. 指定管理者

公益財団法人 神戸市民文化振興財団  
理事長 服部 孝司  
神戸市中央区楠町 4 丁目 2 - 2

## 3. 指定期間

令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

## 4. 債務負担行為

期間：令和 2～6 年度 限度額：3,736,000 千円

## 5. 令和元年度予定額

747,200 千円

## 6. 選定までのスケジュール

提案書類受付期限	令和元年 9 月 2 日（月）
選定評価委員会	令和元年 9 月 17 日（火）

## 7. 選定理由

神戸市では、「1 区 1 区民センター」の考え方のもとに、各区に区民センターまたは勤労市民センターを整備・運営してきたが、市民活動の場として類似機能を有しながら、一部のサービスに差がある状態となっている。そのため、平成 28 年度の包括外部監査において、公共施設の保全の観点も含めて、区民センター・勤労市民センターに加え、北須磨文化センターも一体的な管理運営が望ましいと指摘を受けていた。

これを受け、令和元年 6 月には、これらの施設を市民の文化活動・地域活動の拠点として整理し、市民サービスの向上・均質化を図るよう、条例改正を行い、令和 2 年 4 月から名称を「文化センター」に統一する予定である。

文化センターの管理運営に際しては、従来バラバラであった手続きやサービスを一体化し、館によって偏りのない運営をスムーズに軌道に乗せることが重要であり、また、市民の文化活動・地域活動の拠点として市民還元策の展開や地域に根ざした文化を育むために、人材育

成・ノウハウの蓄積も必要である。

さらに、2026年度に都心三宮エリアに移転整備予定である、新しい神戸文化ホールの整備基本計画（案）においては、「各区にあるホールとの連携の役割」が求められており、文化センターの管理運営は、新しい文化ホールとの協働・連携による文化振興施策全体の展開についても役割を担う必要がある。

以上の理由により、指定管理者制度運用指針3「指定管理者（候補者）の選定の手続き」における公募の例外事由⑦（市の施策推進の観点から合理的な理由がある場合）を適用する。

候補者は、これまで区民センターの管理運営で培ってきたノウハウを有し、現在の神戸文化ホールの指定管理者として各文化センターとの事業の連携を一段と強化するべく、「地域住民とともに歩む文化センター」を運営テーマとし、地域に根ざした、また、地域特性を把握した事業提案を行っている。

以上について総合的に評価した結果、公益財団法人神戸市民文化振興財団を指定管理者候補者として選定した。

#### 〔施設の概要〕

(1) 設置目的 市民の健康及び福祉の増進並びに文化の向上を図るとともに、地域活動の振興及び市民相互の交流に資するため、神戸市立文化センターを設置する。

(2) 所在地、規模構造、施設内容等

	東灘区文化センター	灘区文化センター	兵庫区文化センター
所在地	東灘区住吉本町5丁目1番16号	灘区深田町4丁目1番39-401号	兵庫区羽坂通4丁目1番1号
開設	平成4年8月	第1期：昭和49年4月、 第2期：昭和53年4月	昭和48年4月
延床面積	5,702㎡	4,519㎡（専用部分）	4,426㎡（専用部分）
構造	鉄骨造 地下1階、地上10階建のうち地下1階、地上1階、4階の各一部、5～10階	鉄骨鉄筋コンクリート造 5階建のうち4～5階	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上20階建のうち2～3階
施設概要	大ホール、会議室、多目的ホール、料理教室、和室、衣服文化室、音楽室、視聴覚室、美術室、陶芸室、図書コーナー、青少年コーナー、ロビーその他の便益施設	会議室、料理教室、美術室、工芸室、服飾室、音楽室、陶芸室、和室、伝承芸能室、体育室、老人談話室、ロビーその他の便益施設	会議室、料理教室、講習室、美術室、日曜大工室、服飾室、音楽練習室、体育館、青少年ホール、ロビーその他の便益施設
	北区文化センター		北神区文化センター
所在地	北区鈴蘭台西町1丁目22番1号	北区鈴蘭台西町1丁目26番1号	北区藤原台中町1丁目3番1号
開設	昭和49年12月	平成6年4月	平成23年6月
延床面積	3,532㎡	2,740㎡	4,031㎡
構造	鉄筋コンクリート造 4階建	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下2階地上7階建のうち地上1～4階各一部	鉄筋コンクリート造 地下1階、地上3階建
施設概要	会議室、和室、料理教室、体育館、トレーニング室、談話室、研修室、ロビーその他の便益施設	大ホール、音楽室、多目的ホール	大ホール、会議室、多目的ホール、和室、音楽室、美術室、陶芸室、青少年コーナー、駐車場、ロビーその他の便益施設
	長田区文化センター		須磨区文化センター
所在地	長田区若松町5丁目5番1号	長田区若松町4丁目2番15号	須磨区中島町1丁目2番3号
開設	昭和52年4月	平成10年4月	昭和56年9月
延床面積	5,289㎡	2,517㎡（専用部分）	3,711㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下3階地上25階建のうち3～4階	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋） 地下2階地上27階建のうち3階	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階建
施設概要	会議室、音楽鑑賞・会議室、講習室、美術室、多目的ホール、染色室、文化教室、和室、陶芸室、体育館、老人談話室、青少年ホール、ロビーその他の便益施設	大ホール、会議室、講習室、多目的室、和室、料理教室、ロビーその他の便益施設	大ホール、会議室、料理教室、和室、衣服文化室、音楽室、美術室、陶芸室、区民ギャラリー、談話室、青少年コーナー、ロビーその他の便益施設

	北須磨文化センター	垂水区文化センター	西区文化センター
所在地	須磨区中落合3丁目1番2号	垂水区日向1丁目5番1号	西区桃台5丁目6番地の1
開設	昭和57年7月	平成3年11月	平成元年4月
延床面積	7,631 m <sup>2</sup>	4,597 m <sup>2</sup> (専用部分)	4,133 m <sup>2</sup>
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄骨造 地下1階地上4階	鉄筋コンクリート造 地下2階地上13階建のうち3～4階	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上6階建のうち地下1～地上3階の各一部
施設概要	プール、体育館、柔剣道室、トレーニング室、集会室、料理室、音楽室、美術室、陶芸室、工芸室、ロビーその他の便益施設	大ホール、会議室、講習室、料理教室、美術室、多目的ホール、木工芸室、音楽練習室、和室、体育館、トレーニング室、ギャラリー、青少年コーナー、ロビーその他の便益施設	大ホール、会議室、多目的ホール、料理教室、和室、衣服文化室、音楽室、視聴覚室、美術室、陶芸室、区民ギャラリー、青少年コーナー、ロビーその他の便益施設

### (3) 開館時間

(月曜日～土曜日) 午前9時～午後9時、(日祝日) 午前9時～午後5時

北須磨文化センタープール：午前10時～午後8時

北須磨文化センター図書室：午前10時～午後7時 (日祝日) 午前9時～午後5時

### (4) 休館日

- ・東灘区・北区・北神区・須磨区・西区文化センター

毎月第3月曜日(北神区文化センターについては第4月曜日)(ただし、休館日が祝日となる場合は開館)及び年末年始(12月28日～翌年1月4日)

- ・灘区・兵庫区・長田区・垂水区文化センター

毎月第3木曜日(ただし、休館日が祝日となる場合は開館)及び年末年始(12月28日～翌年1月4日)

- ・北須磨文化センター

毎月第1・第3・第5月曜日(ただし、休館日が祝日となる場合は開館)、年末年始(12月28日～翌年1月4日)

- ・指定管理者がセンターの管理運営上必要があると認める日

## (第 98 号議案)

## 指定管理者の指定の件について（神戸市立灘区民ホール）

## 1. 公の施設の名称

神戸市立灘区民ホール

## 2. 指定管理者

日本管財・文化律灘共同企業体

代表者 日本管財株式会社

代表取締役 福田 慎太郎

兵庫県西宮市六湛寺町 9 番 16 号

## 3. 指定期間

令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

## 4. 債務負担行為

期間：令和 2～6 年度 限度額：271,000 千円

## 5. 令和元年度予定額

54,200 千円

## 6. 選定までのスケジュール

提案書類受付期限 令和元年 9 月 2 日（月）

選定評価委員会 令和元年 9 月 17 日（火）

## 7. 選定理由

応募団体の概要、運営上の基本方針、施設の管理運営体制と組織・業務に関する計画、利用者へ提供するサービスの計画については、施設の設置目的である「市民の文化の向上、福祉の増進および余暇の活用を図るとともに、市民相互の交流および地域活動の振興に資する」という役割を果たすために、どのような方針、組織、人員配置等をもって当該施設を運営し、事業を企画・実施していくのかということについて提案をいただいた。

当該団体は、施設設置目的を十分に認識した上で、さらに灘区計画における基本方針「みんなで創ろう！住みよい元気なまち・灘」の実現に向けても当該施設が果たす役割は重要であるという認識のもと、地域の文化芸術活動・生涯学習活動等をより一層活発にするとする視点を踏まえた自主事業等の提案がなされていた。

収支計画については、実現可能性の高い計画であると判断された。

以上について総合的に評価した結果、日本管財・文化律灘共同企業体を指定管理者候補者として選定した。

## 8. 評価基準・評価結果

評価基準	配点	候補者得点
応募団体の概要	15	10.00
運営上の基本方針	10	8.33
施設の管理運営体制・組織・業務に関する計画	20	18.67
利用者へ提供するサービスの計画	35	31.00
収支計画	20	20.00
合 計	100	88.00

## 9. 応募団体

日本管財・文化律灘共同企業体

〔施設の概要〕

- (1) 設置目的 市民の健康及び福祉の増進並びに文化の向上を図るとともに、地域活動の振興及び市民相互の交流に資するため、神戸市立文化センターを設置する。
- (2) 所在地 神戸市灘区岸地通1丁目1番1号
- (3) 規模構造・延床面積  
鉄骨鉄筋コンクリート造 地下2階地上7階建のうち地下1階、2階、地上1階、7階の各一部、4～6階・3,051㎡
- (4) 施設内容 大ホール、会議室、音楽室、ロビーその他の便益施設
- (5) 開館時間 (月曜日～土曜日) 午前9時～午後9時、(日祝日) 午前9時～午後5時
- (6) 休館日  
・年末年始(12月28日～翌年1月4日)  
・指定管理者がセンターの管理運営上必要があると認める日